

# 2019年度社会福祉法人伊豆つくし会事業計画書

## 法人運営の理念

当法人は、下田市・賀茂郡各町で構成された一部事務組合伊豆つくし学園組合が設置・運営していた知的障害児施設伊豆つくし学園の経営を継承すると共に、新たな障害福祉事業を行い、もって地域福祉の推進に努める目的で平成19年3月に設立されました。

その経緯に着目して掲げられた次の理念に沿った運営を行って参ります。

- 1 どんなに障がいの重い人でも、地域で安心して暮らしていけるような福祉サービスを提供する。
- 2 利用者ひとりひとりの幸せ実現に寄り添うと共に、保護者の安心をも支えて行く。
- 3 在宅福祉サービス展開の拠点施設としての役割も果たして行く。
- 4 福祉サービスの推進、ボランティアの育成・福祉専門職員の養成に携わって行く。

## I 法人の運営方針及び事業計画

### 1 社会福祉法人の運営方針

社会福祉法の改正（平成28年3月）など、社会福祉法人制度が大きく変革する中、伊豆つくし会におきましてもその変革を背景に改正した新定款(平成29年改正)に基づき、本法人を運営して参りました。

2019年度におきましても、次の「II 各施設の事業計画」に示すとおり、定款に掲げる社会福祉事業としての社会福祉施設及び事業所の運営の充実を図るとともに、地域福祉への貢献等法人の公益性の確保に向けた取り組みに力を注いで参ります。

なお、2019年6月に、平成30年度（会計年度）に関する定時評議員会の開催を予定していますが、当該評議員会終了の時点で法人理事及び監事の任期が満了しますので、その改選手続を進めることとなります。

#### (1) 経営組織のガバナンスの強化

理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付けるとともに、評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う議決機関として位置付け、評議員8名、理事7名、監事2名の体制で法人運営を行います。

## (2) 事業運営の透明性の向上

財務諸表、現況報告書に加え、役員報酬基準の公表など、法人の事業運営の透明性の向上に努めます。

## (3) 財務規律の強化

平成30年度は前年度決算において、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）が37,220千円と計算されました。

平成29年度決算における「社会福祉充実残額」と比べ、大幅に減額となったことから、当初7ヵ年計画であった「社会福祉充実計画」を4ヵ年計画に変更し、業務合理化等のための新規職員の配置や、職員の処遇向上など、社会福祉事業の充実に向けて計画的再投資を行った結果、ほぼ計画どおりの達成が見込まれます。

現時点では、平成30年度の決算前であり「社会福祉充実残額」がどのように計算されるか未定ですが、「社会福祉充実残額」が生じた場合、引き続き「社会福祉充実計画」に沿って計画的に職員の処遇向上などに努めて参りたいと考えます。

なお、「社会福祉充実残額」の有無にかかわらず、法人の施設整備に係る福祉医療機構からの借入金（平成30年度末残高：206,368千円）や将来的な人件費の増加等に対応するため、長期的観点から、収支ともに安定した経営基盤の確立に努める必要があるものと考えます。

## (4) 在宅福祉サービスの充実

福祉型障害児入所施設と障害者支援施設が併設している伊豆つくし学園では、その入所施設としての機能の充実・強化はもとより、賀茂圏域市町からの委託事業である、障害児又は障害の疑いのある児童及びその保護者に対し、通所の方法で交流の場を提供することを目的とした「賀茂圏域療育支援事業」（障害幼児療育教室「ひまわり療育教室」）を実施し、在宅福祉サービス展開の拠点施設として事業の充実に努めます。

また、平成30年度2月、静岡県障害福祉課より委託を受けて、「在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修」を開催したところですが、本年度も引き続き、当該研修事業を受託開催し、医師や看護職員など医療関係者と福祉の専門職が連携して在宅の重症心身障害児者の支援にあたるための関係づくりを醸成する場を提供して参る予定です。

## 2 法人が抱える課題及び対応

### (1) 福祉人材の確保及び育成

平成30年度末の退職（産休を含む）職員は、生活支援員が2名、看護職員が

3名（内1名は産休）、栄養士が1名であり、その補充の見通しは立ちましたが、特に看護職員、栄養士など資格をもった職員の採用には苦慮した状況があり、今後も福祉人材の確保については難しくなることが予想されます。

現在、国において「働き方改革」が進められていますが、本法人におきましても、福祉人材の確保はもとより、離職者が増加することのないよう、職員がより良く働くことができる環境を整備するとともに、職員には職務に係る研修の機会を多く提供し、現在の支援レベルの維持・向上に力を注ぐことが重要であると考えます。

## (2) 伊豆つくし学園の水源確保

伊豆つくし学園で使用する水は、学園北側の山林から流れる河川の表流水及び伊豆つくし学園建て替え前より使用していた井戸水を、浄水設備で濾過・浄水して確保してきました。

しかし、平成30年度、従前より使用していた井戸水が涸れ、また、表流水については風雨などの気象状況の変化に伴い取水に不具合が生じる頻度が高くなってきたことから安定的な水源の確保が課題となっています。

については、2019年度に、法人敷地内における井戸水の水源調査を行い、適当な水源が確認された場合は、井戸の掘削工事などその活用について検討して参ります。

## 3 法人の事業計画

### (1) 理事会・評議員会の開催（予定）

時 期	理事会（主な議案等）	評議員会（主な議案等）
1 2019年6月上旬	1 平成30年度事業報告 2 平成30年度決算 3 定時評議員会開催決議 4 <u>理事、監事候補選定</u>	
2 2019年6月下旬		<定時評議員会> 1 平成30年度事業報告 2 平成30年度決算 3 <u>理事・監事選任</u>

3	2019年6月下旬 上記2と同日	1 <u>理事長選任</u>	
4	2019年9月下旬	1 理事長職務執行状況報告 2 最賃改定に伴う規則改正 3 2019年度第1次補正予算	
5	2019年10月上旬		1 2019年度第1次補正予算
6	2020年3月中旬	1 理事長職務執行状況報告 2 2019年度最終補正予算 3 2020年度事業計画 4 2020年度当初予算 5 評議員会開催決議	
7	2020年3月下旬		1 2019年度最終補正予算 2 2020年度事業計画 3 2020年度当初予算

(2) 法人職員研修会の開催

職員に対し法人の運営方針・予算に係る共通認識を周知させるとともに、経験を積んだ職員が、自ら講師となり、職員間で利用者の支援の仕方を議論する場を提供するなど、現在の支援レベルの維持・向上を目的とした研修を実施します。

## II 各施設の事業計画

### 1 伊豆つくし学園

福祉型障害児入所施設 [12名(経過的利用含む)]  
障害者支援施設 [30名 生活介護(通所有)・施設入所支援]  
障害福祉サービス事業(短期入所 併設型6床)  
市町村生活支援事業(基準該当居宅・重度訪問介護、日中一時支援・移動支援)  
静岡県障害児者地域療育支援センター事業(県委託・3事業)  
指定相談支援事業(一般・特定・障害児)  
賀茂圏域市町療育支援事業(ひまわり療育教室)

#### 〈伊豆つくし学園〉

##### **福祉型障害児入所施設【定員12名(経過的利用も含む)】**

学園児童部門では、困難な課題を持った発達障害児や社会的養護を必要とする児童の入所が増加傾向にあり、児童養護施設化してきていることに加え、一方では重い障害によって困難な課題を抱えた児童の入所もあり、軽度の児童と重度重複障害のある児童の2極化した共同生活の場となっております。

18歳を過ぎた児童の進路問題については、平成30年3月31日をもって制度にある経過的利用が終了予定でありましたが、18歳以後の進路先としての成人入所施設がどこも満床であり、待機者が多くいる状態であることから、さらに3年間の延期となりました。しかし、その場しのぎの対応は根本的な解決策とはならず、あと2年後にはこの例外なき18歳退所の実施は、重い障害を持つ子や帰来先のない子を路頭に迷わせるものであると言わざるをえません。国の政策担当者のみならず、関係機関全体でこの問題を検討・解決していかなければなりません。

学園児童部においては、今年3月に児童1名が退所し同法人運営のグループホームへ移行するため11名の児童数でスタートすることになります。人数は少ないものの、小学生から高校生、22歳の訓練生と幅広い年齢層であり、障害の状態や家庭状況、学校の選択など、一人ひとり異なる課題状況があります。

#### (1) 障害児入所施設としての運営方針

ア 福祉型障害児入所施設では、平成24年の児童福祉法改正による障害種別[三障害：知的・身体・精神(発達障害を含む)]の一元化と少子化の加速、虐待などによる社会的養護児童の増加など施設ニーズも多様であります。賀茂圏域唯一の入所型障害児施設である学園では、圏域内のみならず県東部地区からの入

所児童も多くみられ、広域化しております。

イ 平成31年度中に23歳と21歳を迎える児童（経過的服务利用中）2名が経過的服务（生活介護・入所支援）を適用しつつ次の進路先確保を目指しております。

ウ 県（児相）・市町・学校等とのケース検討会議を実施（6月）します。児童全員を対象に関係機関が集まり、一人ひとりの現状と課題・将来の進路等について話し合います。

エ 個別支援計画に基づいた支援（計画・実践・モニタリング・評価）の実施。

オ 児童期療育の場として、引き続き処遇困難児童の指導研究体制の確立と専門的処遇が実践できる療育体制作りを目指します。

カ 制度に基づく施設内虐待防止プログラムの研修と定期的な点検作業の実施により利用児童への適切な指導・支援の実施を目指します。

キ 学校放課後の日中一時支援（レスパイト）及び春・夏・冬の学校長期休業日における短期入所の受け入れ等、在宅の障害児と家族の支援を継続していきます。

## (2) 学校教育（障害児入所施設）

ア 下田小学校特別支援学級・下田中学校特別支援学級・東部特別支援学校伊豆松崎分校（高等部）と児童それぞれの能力・特性に応じた学校選択を可能とし、通学等にかかわる送迎体制も強化します。

イ 学校・学園相互の協力と連携：特別支援学校との連絡会が平成24年度より開かれており、今年度も各学校との連携を強化し、対象児童の育成に手を携えています。

## **障害者支援施設（定員30名）**

障害者支援施設（成人入所施設）は、一人ひとりの利用者にとっての家であり、仕事場であり、余暇をすごす場でもあります。この学園に住民票を置いている一人ひとりが世帯主として登録されています。そこには一人ひとりの暮らしがあり、人生があります。

利用者の中には、学園に入って間もない方から、3歳から30数年間もの長い期間、この学園で暮らしている人もいます。

学園は彼ら、利用する人たちの日々の暮らしを支え、援け、障害を持っていても一人の人間として尊ばれ、この社会に意味ある存在であり続けることを支援する場でもあります。

## (1) 障害者支援施設としての運営方針

ア 利用者一人ひとりのための施設であること

利用している一人ひとりの個性（年齢や性別、性格、障害の重さなど）に見合った、豊かで満足ができる日々の暮らしを提供できるようにする。

豊かで満足できる暮らしとは、（衣食住の保障は当然であるが）健康・仕事・余暇が保障されている生活であります。とりわけ大人である彼らにとっては個人生活の充実が重要な要素であります。

#### イ 将来の地域移行を目指した取り組み

利用している人にとって、今の施設はあくまでも通過していく場所であります。この学園を出た後は、家に帰ることはできなくても、より小規模で気の合った仲間と一緒に、家に近い形で暮らすことを提案します。重い障害があっても、誰でもが、一度はこうした暮らしをすること、それが学園と法人の大きな目標です。そのために下田市と東伊豆町へグループホーム及び通所施設を整備し地域移行がスムーズに行えるよう取り組んでいます。今後も賀茂地区障害者自立支援協議会など関係機関と協議し、必要な施設整備を進めていくことが、利用者の幸せ実現につながるものであると考えています。

#### ウ 個別支援計画に基づいた支援（計画・実践・モニタリング・評価）

生活介護・入所支援、ともに支援内容の充実を図ります。一人ひとりの利用者がア、イにあるような豊かな生活を実現していくためには、まずは一人ひとりの個別支援計画（内容）が充実していなければなりません。個別支援計画の中に利用者や家族の意思がどれだけ表されているか、また、本人の自己実現・QOL向上、幸せの実現につながるような内容となっているかについて、モニタリングを含めて、検証していきます。

#### エ 施設内での虐待防止について

児童同様、職員「倫理・行動規定」に基づき、全職員が虐待防止と利用者の人権・権利擁護・自己選択と自己決定等を支援できるような体制を築いていきます。

#### オ 地域の在宅障害者が緊急時に頼れる施設を目指す

圏域内の在宅障害児者における緊急時（虐待を受けた場合など）の受け入れや、大規模災害時の福祉避難所の設置など、市町の要請も受けていきながら、地域の施設としての役割を果たしていくものであります。

## スタッフ体制

- (1) ここ数年、定年前の退職や中堅職員の育児休暇により、現状の支援レベルが維持できるか心配もありましたが、職員研修等を重ね利用者の支援をしてまいりました。今年度もベテランの域にある職員が中心になり、若手職員がその力を早期に発揮できるよう、OJTを中心とした職員指導に力を入れていきます。
- (2) 職員一人ひとりが利用児童・利用者の指導・支援の専門家（プロフェッショナル）として、学園のみならず、圏域内の在宅障害児者福祉にも貢献できるよう、

専門性を高めるための研修の機会を充実してまいります。園内での研修や外部に出る研修に加え、賀茂児童相談所職員等を講師に招聘したセミナーや研修会開催などについても取り組んでみたいと思います。

- (3) 学園では、指定一般相談支援・指定児童相談支援・指定特定相談支援事業のほか、県委託の地域療育支援センター事業など、地域に在住する在宅障害児者や家族、療育機関などからの相談・支援を主な業務とした「地域支援係」があり、2名の職員がこれらの業務を担っていきます。

## 〈家庭・保護者（各施設）〉

- (1) 法人設立の原動力となった保護者が次第に学園に足を運ばなくなってきました。新施設が出来て施設の建物や設備（ハード面）は旧施設とは比べ物にならないほど充実しました。

しかしながら、施設生活の中身（ソフト面）は旧施設時代と比べ、まだまだであると言えます。学園をより良いものにしていくのは我々職員の仕事ではありますが、「井の中の蛙」にならないためにも、保護者の目で、我が子が生活している学園生活について、多くのご意見を出していただけるようにしていきたい。

- (2) その意味からも、昨年複数回開催できなかったオープンデイ等における作業参観会や保護者との意見交換の場などの機会を設定していきます。
- (3) 我が子の「個別支援計画」の確認と同意、個別支援計画が本人の日々の支援内容として適切な内容であるかどうか保護者からの意見も十分に取り入れた内容にしていきます。
- (4) 家庭(保護者)と学園(ケース担当・生活介護担当)の密な連携・信頼関係の強化を図る。
- (5) 家庭における養育機能の再確認と家庭支援の取組み。
- (6) 親の会活動への協力と支援。

## 〈 在宅サービス（障害福祉サービス・市町生活支援事業） 〉

- (1) 障害福祉サービス

ア 短期入所事業（ショートステイ）：併設型として、児童・成人合わせて6ベッドを設置し、短期入所用として在宅の児童と成人に利用していただいております。しかし、学校等の長期休業時などには利用が集中し、ベッドの確保が大変難しくなっています。このような状態を解消する意味においても、圏域内への施設整備は喫緊の課題であります。

イ 日中一時支援事業（レスパイトステイ）：1日5名を定員として利用を受け

入れており、学校放課後など、学生の利用が中心となっています。

ウ 居宅介護・重度訪問介護事業（基準該当）、移動支援事業：圏域内に在住する重症心身障害児者の福祉ニーズに応えるために開始した事業です。本年度も、1名の利用者へのサービス提供を実施していきます。

(2) 療育教室

発達に課題を持つ幼児の早期療育を実施する拠点施設として、圏域内市町からの委託事業「賀茂圏域療育支援事業」（障害幼児療育教室「ひまわり療育教室」）を平成26年度より実施しております。

ア ひまわり療育教室：学園支援系の職員が中心となり、地域の在宅障害児の親子療育教室として月4回、年間48回実施する。

イ 肢体不自由児療育教室（伊豆医療福祉センター療法士による巡回指導）

圏域内在宅肢体不自由児に療育の機会を増やす事を目的に伊豆医療福祉センターから職員（療法士）を派遣していただき、各家庭や園・学校等を巡回して訪問指導を実施します。本年度も年間6回の開催を計画している。

(3) 障害児者地域療育支援センター事業（県委託事業）

ア 療育三事業（施設支援・外来療育・訪問療育）：支援係職員を中心に在宅障害児者の支援を実施する。

(4) 相談支援事業（指定一般・指定特定・障害児相談支援事業）

ア 相談支援事業（一般的な相談支援・サービス等利用計画の作成とモニタリング）、

イ 圏域内各地区三障害合同相談会の開催

ウ 各種福祉サービスの紹介・情報提供・利用申請の手伝い他

(5) ボランティアの受け入れ及び育成

ア 中高生を中心としたボランティアの育成と活動を支援

イ 社会人ボランティアの育成・支援

(6) 福祉教育・実習生の受け入れ

ア 保育士・児童指導員（社会福祉主事）・社会福祉士・介護福祉士・看護師などの養成（施設実習）、教員の介護体験実習、中・高生等の勤労体験（インターシップ）受け入れ。

## 〈その他（他機関との連携）〉

(1) 県・市町の関係機関（児童相談所、福祉担当課等）との連絡・連携

(2) 圏域自立支援協議会（各部会）への参加

(3) 虐待・要保護等各市町のネットワークへの対応と協力

(4) 圏域内福祉関係各事業所との交流と協力・連携を深めるために、研修会や情報交換、行事（交流運動会、交流レクリエーション等）などの実施

## 2 生活介護事業所ワークあおぞら

生活介護[20名]

### (1) 運営方針

事業所の在り方について、中長期目標を掲げ、中期的に持続可能なサービス提供体制を整えるための初年度とします。

近い将来訪れる職員の世代交代に備え、様々な業務が円滑に実施されるよう人事、予算を編成し、次代を担う職員への業務引き継ぎを計画的に実施していきます。

当面のサービス提供は、従前より実施している定員20名の生活介護事業を維持しつつ、今後さらに利用者が増加していく中で、現状を維持していくのか定員を増やすのか、あるいは生活介護以外の新たな事業を展開していくのか等について議論を始めます。

### (2) 具体的な内容

ア 作業内容について、利用者が取り組みたいメニューをなるべく多く用意できるように努めます。

イ 生活指導内容について、毎日の日課が生活習慣として定着するよう努めるとともに、体力づくりや気分転換のための日課等を充実させていきます。

ウ 利用者が健康で楽しく通うことができるよう、家族等と連携し、健康の維持増進に努め、ハード、ソフト両面から事業所の安心安全を確保していきます。

エ 工賃について、現状の水準が維持できるように努めます。

オ 余暇支援を継続するとともに、各種イベントに積極的に参加します。

カ 家庭訪問等を実施し、家族等との意思の疎通等を図ります。

キ 新たな職員採用を検討していきます。

ク 利用者の増加に伴い不足しているロッカーや古くなった弁当箱等を新調します。

ケ イベントなどに利用するテントを購入します。

コ 事故防止、虐待防止等について、福祉サービスを提供する事業所及び職員として、基本的事項の遵守を徹底するとともに、職員が外部研修を受講できるよう配慮します。

### 3 生活介護事業所東伊豆ワークセンター

生活介護[20名]

#### (1) 運営方針

本年の5月に開設3周年を迎え、新たな利用者2名を迎えるとともに、あらためて生活介護施設の役割について確認を行い、利用者支援に関わる質の向上を目指します。

また、利用者の障害も多岐にわたり、従来取り組んできた作業内容の見直しを行い、より積極的な作業支援と個別に対応した余暇支援などの充実に取り組んでまいります。

さらに利用者の高齢化に伴い、医療と福祉の連携をすすめ、日々の体調管理とともに定期的な受診や検診に配慮し、個々の利用者の健康管理に努めます。

また、東伊豆地区唯一の障害福祉サービスの拠点として、他の福祉サービスを提供する各団体との連携・協力を図り、地域福祉の発展に尽力するとともに、地域住民の信頼に応えるよう努めます。

#### (2) 具体的な内容

ア 移動に伴う職員の補充として、新たな職員の補充を予定します。

イ 個人支援計画書における利用者・保護者の要望や願いを計画書に反映するとともに、正確なアセスメントと丁寧なモニタリングを行い、具体的な支援にいかします。

ウ 利用者支援に関わる虐待や不適切な支援が発生しないよう情報共有に努めるとともに外部研修への参加などで職員の資質を高めるようにします。

エ 昨年度、地域との関係を重視するイベントを開催し、今年度も引き続き、オープンディの開催を企画し、地域に開かれた事業所をめざしていきます。

オ 障害者優先調達推進法の施行に伴い、東伊豆町との業務委託事業の継続と東伊豆ワークセンターの製品のPRを積極的に行うとともに、併せて障害者への理解に対する啓発活動を実施します。

カ 東日本大震災を教訓に、防災備品の十分な備蓄に配慮するとともに、短期・長期にわたる非常事態への対応を図るとともに、家庭との利用者引き渡しの情報共有に配慮します。

キ 送迎車両の安全運行と事故防止に資するドライブレコーダーの設置に伴い、日常の送迎に関係する安全をさらに高めてまいります。

## 4 共同生活援助事業所グループホームたんぽぽ

共同生活援助[12名]

### (1) 運営方針

事業所の在り方について、中長期目標を掲げ、中期的に持続可能なサービス提供体制を整えるための初年度とします。

近い将来訪れる職員の世代交代に備え、次代を担う職員への業務引き継ぎを計画的に実施していきます。

当面のサービス提供は、従前より実施している定員12名の共同生活援助事業を継続していくが、利用者数11名という現状を維持していくのか、積極的に空床の解消に努めるのか等の議論を進めていきたい。

また、高齢化等により日中、生活介護等に通うことが難しくなっていく利用者の日中支援サービス提供と事業所の経営が両立できる職員体制等を検討していく初年度とします。

### (2) 具体的な内容

ア 利用者の特徴を再確認して、利用者一人ひとりにあった支援を行っていきます。

イ 余暇支援のより一層の充実を図ります。

ウ 利用者の健康状態の把握に努め、家族、通所先及び医療機関等との連携により、定期通院や服薬管理等を徹底し、利用者の健康維持や疾病予防に努めます。

エ 老朽化等により破損しているドアストッパーを交換します。

オ 防犯対策のため、浴室に窓格子を設置します。

カ 事故防止、虐待防止等について、福祉サービスを提供する事業所及び職員として、基本的事項の遵守を徹底するとともに、職員が外部研修を受講できるよう配慮します。

## 5 共同生活援助事業所グループホームこすもす

共同生活援助[12名]

### (1) 運営方針

今年度の利用者は、新たに1名の利用者が加わり、11名の利用者がグループホームを利用しての生活となり、個々のニーズに応じた支援を行います。

また、11名の利用者の障害の多様性などに応じ、就労先や通所先等の関係機関と緊密な連絡を行い、安定した日中活動が行えるよう配慮します。

次に東伊豆町に整備された拠点として、他の福祉サービスの各団体との連携・協力を図り、地域福祉の発展に尽力するとともに、地域住民の信頼に応えるよう努めます。

### (2) 具体的な内容

ア 個人支援計画書における利用者・保護者の要望や願いを計画書に反映するとともに、正確なアセスメントと丁寧なモニタリングを行い、具体的な支援にかします。

イ 男子棟・女子棟の個性を生かし、6人単位の生活の日課がスムーズに送れるようその対応を図ります。(食事・入浴・洗濯等の時間の確認と個々の生活課題に対応します。また、女子棟には車椅子利用者も含まれており、入浴等への対応に安全かつ十分な配慮を行います。)

ウ 利用者の高齢化に伴い、日々の健康管理とともに定期健診などに積極的な受診を促します。

エ 利用者支援に関わる虐待や不適切な支援が生じないよう外部研修などへの参加で職員の資質を高めるようにします。

オ 余暇支援は、ショッピング以外に文化活動への関わりを図り、特に近隣の町立図書館への利用は、利用者にとっても多くの情報が得られる場であり、今後とも積極的な利用を図ります。

カ 施設周辺環境美化に利用者・職員が積極的な取組を図り、地域の環境整備に努めます。

キ 地域防災活動への積極的参加を図るとともに、グループホーム単独で非常事態への対応が図れるよう災害用の備品や食料の備蓄を図ります。